



国住昇第 41 号  
平成 30 年 3 月 28 日

(一社)日本ショッピングセンター協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

昇降機等事故調査室長



### エレベーターのブレーキにおける適切な維持管理について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成 29 年 2 月 1 日に神奈川県横浜市内で発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

国土交通省では、製造業者に対し、別添のとおり通知を行い、当該事故の再発防止対策を求めているところです。

また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成 28 年 2 月)の第二章第 1 第 2 項において、昇降機の所有者に対し、保守点検業者に保守・点検を委託する場合、保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を開覧させ、又は貸与することを求めているところです。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記の点に留意し、昇降機の適切な維持管理がなされるよう周知願います。

### 記

エレベーターの所有者は、製造業者が定めた給油方法、給油周期に関する基準や目視確認が困難な部位に有効な点検方法に関する文書等を受領した場合、保守・点検を委託している保守点検業者に開覧、又は貸与すること。

※当該報告書の掲載先

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000717.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000717.html)